

佐久市公共施設へのオンサイト PPA 方式による第 1 期太陽光発電設備導入業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

佐久市公共施設へのオンサイト PPA 方式による第 1 期太陽光発電設備導入業務

2 目的

本業務は、本市における2050年度の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、本市所有の公共施設にオンサイトPPA方式により太陽光発電設備を導入するため、公募型の提案審査随意契約(プロポーザル方式)により受託業者の選定を行う。

3 業務内容

別紙「佐久市公共施設へのオンサイト PPA 方式による第 1 期太陽光発電設備導入業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。ただし、この仕様書は現時点での暫定的なものであり、実際の契約に係る仕様書は本プロポーザルにより特定する契約候補者の提案内容を基に協議して決定する。

※もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令167条の2第1項第2号による随意契約を締結するものである。

なお、本プロポーザルは、令和8年度佐久市一般会計予算の成立及び令和8年度地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)の交付決定を前提に行う準備行為であり、予算成立又は交付決定がされない場合は、契約等を行わないものとする。

4 事業期間

(1)設備等設置工事

令和 9 年2月 19 日(金)までに設置工事を完了し、電力を供給できる状態にするものとする。

(2)運用期間

電力供給開始から 20 年間。ただし、事業期間中に市の都合により施設が一定期間休館等する場合は、必要に応じて期間の延長について協議を行うものとする。

電力供給開始は令和9年3月を予定するが、具体的な時期については、本市および対象施設の施設管理者との協議により決定する。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる事業者は、本実施要領の公告日から候補者決定日において、次の全ての要件を満たしている者であること。

- (1)佐久市物品購入等入札(見積)参加登録者名簿の「物品」の「07 燃料」「13 その他の業務」に登録されており、かつ、長野県内に本店又は支店・営業所等を有していること。

ただし、名簿に登録のない者が参加する場合は、「9 参加表明」の(2)本市の名簿に登録されていない者の追加申請書類を本市環境政策課(以下、「事務局」という。)に提出し、審査委員会の審査の結果、本市の名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合は、本業務に限り参加することができる。

- (2)「佐久市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止措置要綱」(平成24年佐久市告示第8号)または「佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱」(平成24年佐久市告示第109号)による入札参加等の停止期間中でないこと。
- (3)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令167条の11第1項において準用する場合を含む。)又は佐久市財務規則(平成17年規則第39号)第103条第1項の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5)佐久市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例6条第1項に規定する暴力団関係者で、佐久市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止措置要綱別表第3に掲げる措置要件に該当しない者。
- (6)公告日から遡って過去5年間で、国または地方公共団体等の公的機関が発注した本業務と同種事業の実績が1件以上あること。
- (7)次に掲げる者は、同一の案件に参加することができないものとし、該当しないこと。

ア 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者。

イ 一方の会社の会社法上の役員が他方の会社の役員の過半数を兼ねている場合又は一方の会社の代表権のある役員が他方の会社の役員を兼ねている場合のいずれかに該当する者。

- (8)実施体制に建築面及び電気保安面で必要な技術者(一級建築士及び電気主任技術者(第3種以上)等)を含んでいること。なお、実施体制には協力業者も含む。

- (9)なお、共同事業体で参加申込をする場合には、以下要件を全て満たしていること。

ア 共同事業体の構成は3者以内とすること

イ 共同事業体の代表構成員が担当者であること

- ウ 共同事業体の構成員が、他の共同事業体の構成員と重複していないこと
- エ 共同事業体の代表構成員については、上記(1)～(5)の要件を満たすこと
- オ 共同事業体のその他構成員については、上記(2)～(5)の要件を満たすこと
- カ 共同事業体の内 1 社は上記(6)の要件を満たしていること
- キ 共同事業体の内 1 社は上記(8)の要件を満たしていること

6 選考日程(予定)

内 容	期 間 等
公告	令和7年 9月 24 日(水)
質疑受付期限(電子メール)	令和7年 9月 29 日(月)
質疑回答(ホームページ)	令和7年 10月 10 日(金)
現地確認	令和7年 10月 17 日(金)から 令和7年 11月 14 日(金)まで
参加表明受付期間	令和7年 11月 17 日(月)から 令和7年 11月 26 日(水)まで
参加資格適合・不適合通知書発送	令和7年 12月 8 日(月)
企画提案書等提出期限	令和8年 1月 30 日(金)
審査(プレゼンテーション審査)	令和8年 2月 6 日(金)
審査結果通知	令和8年 2月 13 日(金)

7 質 疑

- (1)提出期限 令和7年9月 29 日(月)締め切り 17 時 15 分必着
- (2)提出書類 質問書(様式1)
- (3)提出方法 事務局へ電子メールで送信
 - ア 送信時件名は「プロポーザル質問(事業者名)」とすること。
 - イ 電子メールを送信した後に、事務局まで送信した旨の電話をすること。
 - ウ 質問は、参加表明書兼誓約書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとし、メールでの提出以外の方法での質問は受け付けない。
 - エ 送信する電子メール及び添付書類について、コンピュータウイルス対策を実施すること。
- (4)提 出 先 電子メール:kankyoseisaku@city.saku.nagano.jp
TEL:0267-62-2917
- (5)回答方法 令和7年10月10日(金)までに佐久市ホームページで回答する。

8 現地確認の方法

現地視察申込書(様式10)をメールで提出のうえ、佐久市環境部環境政策課と上記期間内で個別に日程調整を行い実施する。

なお、施設状況を把握したうえでの提案に期待するため、現地確認は必須とす

るが、本業務における対象施設は行事等により立ち入り不可能な場合があるため、日程調整は早急に行うこと。

9 参加表明

(1)提出期限 令和7年 11 月 26 日(水)締め切り 17 時 15 分必着

(2)提出書類 参加表明書兼誓約書(様式2)

なお、添付書類として、実施要領 5(6)に定める実績が確認できる書類(契約書の写し及び成果品等)を添付すること。実施要領 5(1)に登録されていない者は、以下の書類を同期限までに1部併せて提出すること。なお、証明書、登記簿謄本等は3か月以内に発行されたものとする(写し可)。

本市の名簿に登録されていない者の追加申請書類

ア 佐久市公共施設へのオンサイト PPA 方式による第 1 期太陽光発電設備導入業務公募型プロポーザル参加願【追加申請様式1】

イ 誓約書【追加申請様式2】

ウ 経歴及び営業概要書【追加申請様式3】

エ 佐久市税の納税証明書(本市に納税義務がある場合のみ)

オ 消費税及び地方消費税の納税証明書

カ 各種料金の納付状況報告書(本市に納付義務がある場合のみ)
【追加申請様式4】

キ 商業登記簿謄本(個人の場合は身分証明書)

ク 申請の直前1年間の財務諸表

ケ 委任状(支店、営業所等に代理委任する場合)【追加申請様式5】

コ 営業(業務)実績書(直前2年間の主な実績)【追加申請様式6】

(3)提出方法 持参(平日8時30分から17時15分まで受付を行う)もしくは
郵送による

(4)提出先 長野県佐久市中込 3056 佐久市役所3階環境部環境政策課

10 企画提案

(1)提出期限 令和8年1月 30 日(金)締め切り 17 時 15 分必着

(2)提出書類(正本1部、副本 1 部とする。CD-R 又は DVD-R は1枚)

ア 企画提案書等提出届(様式4)

イ 企画提案書(任意様式)

ウ 会社概要書(様式5)

エ 業務執行体制(様式6)

オ 参考見積書(様式7)

カ 参考見積書内訳書(任意様式)

初期費用内訳書(様式8)

キ 二酸化炭素排出量削減効果(様式9)

ク 企画提案に関する上記全ての電子データを収めた電子媒体(CD-R 又は DVD-R)

(3)提出方法 持参(平日8時30分から17時15分まで受付を行う)もしくは郵送による。

(4)提出先 長野県佐久市中込 3056 佐久市役所3階環境部環境政策課

(5)その他

ア 各提出書類とも上記(2)提出書類の順にインデックスをつけ、A4サイズ縦ファイルに綴じ、A3サイズの資料がある場合は折り込んでA4サイズにすること。

イ 正本(1部)には、業務名「佐久市公共施設へのオンサイト PPA 方式による太陽光発電設備導入業務 公募型プロポーザル実施企画提案書」及び事業者名を記載すること。

ウ 副本(1部)には参加者の名称及びそれを推測できるものの記載は行わないこととし、契約書の写し等でこれを消せない場合は該当箇所に黒塗りする等して対応すること。電子媒体(CD-R又はDVD-R)も同様とする。

エ 提出は、1者につき1提案に限る。

11 辞退

本プロポーザルへの参加表明後、参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

(1)提出期限 令和7年12月1日(月)締め切り 17時15分必着

(2)提出書類 辞退届(様式3)

(3)提出方法 提出方法 持参(平日8時30分から17時15分まで受付を行う)もしくは郵送による

(4)提出先 長野県佐久市中込 3056 佐久市役所3階環境部環境政策課

12 審査(プレゼンテーション審査)

(1)日 時 令和8年2月6日(金) 午後2時から

(2)会 場 佐久市役所 議会棟 2 階全員協議会室

(3)実施方法 企画提案書をもとに、1者につき30分(準備5分、プレゼンテーション15分、質疑10分)で口頭にて説明を行う。

出席者は1者につき3名までとし、本業務の責任者となる者は必ず出席すること。実施順は、企画提案書の受付順とする。

審査委員が参加者順位1位を最も多く付けた参加者を受託候補者とする。参加者順位1位が同数の場合はそれら者のうち参加者順位2位を最も多く付けた参加者を受託候補者とする。以降同様。

ただし、審査委員全員の採点合計が満点の6割以上であることを最低基準とする。

(4)評価項目 別紙1のとおりとする。

(5)留意事項

ア 当日に出席者の確認を行うため、所属会社を確認できるものを用意すること。

イ プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案及び追加提案に関する資料の配布は認めない。ただし、提出した企画提案書の提案の範囲内でのパソコン、プロジェクター、スクリーン等を使用した投影による説明、投影される資料の配布は可とする。

当日使用するプロジェクター、スクリーンは市で用意する。

ウ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。また、スクリーンに参加者の名称及びそれを推測できるものが写らない様にする。

13 審査結果通知

令和8年2月13日(金)付けで全ての参加者に審査結果通知を通知するとともに、後日佐久市ホームページで公表する。

なお、審査結果に関しての異議申立ては受付けない。

14 協定及び契約の締結

- (1) 上記により選定した契約候補者と仕様書及び企画提案書に基づき詳細を協議し、事業化に向けた協定を締結するものとする。
- (2) 安全性が担保できない等のやむを得ない事情がない限りは、提案した内容を履行することを前提として協定を締結する。
- (3) 協議が不調となった場合など、事業化に向けた協定の締結に至らない場合は、審査委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。また、契約候補者が辞退した場合も同様とする。
- (4) PPA単価は各施設毎に算出し契約については、整備が完了し運用可能な状況となってから締結する。なお、共同事業体として本業務を実施する場合には、代表構成員と対象施設をまとめて一括の契約するものとする。

15 特記事項

- (1) 応募に係る経費については、全額応募者の負担とする。
- (2) 提出された参加申込書及び企画提案書等は、返却しない。
- (3) 提出された参加申込書及び企画提案書等は、契約候補者の特定以外に提出者に無断で使用しないが、選定の過程において複製する場合がある。
- (4) 提出期限以後における参加申込書又は企画提案書等の訂正、差替及び再提出は認めない。
- (5) 業務が開始された時点で、業務実施事業者及び実施概要を公表する。
- (6) 業務実施にあたり、応募書類に記載された管理技術者及び各担当技術者の変更は原則として認めない。
- (7) 業務実施にあたり、国補助金等が採択されない等の理由により実施が不可能となった場合においても、それまでに発生した費用については全額業務実施事業者の負担とする。

また、国の補助金交付内示額によって、実施予定の施設数が増減する可能性がある。

16 事務局

〒385-8501 長野県佐久市中込3056番地

佐久市役所環境部環境政策課環境政策係 担当:百瀬、伊藤、松田

TEL:0267-62-2917 FAX:0267-62-2289

電子メール:kankyoseisaku@city.saku.nagano.jp

別紙1 実施要領12(4)評価項目

以下の項目について評価を行い、業務実施候補者を決定する。
個別配点については公表しない。

評価項目	評価基準	配点(点)
技術提案に係る事項	①導入設備の内容 ・各施設ごとのシステム構成や太陽光パネル、パワーコンディショナー、架台等の仕様、安全性について検討が十分にされた結果の施設数で提案されているか。	10
	②設備導入の規模・自家消費量等 ・設備の容量(太陽光発電出力等)は対象施設にあった適当な規模で、自家消費電力量および温室効果ガスの削減効果は大きい。また創出した電力が有効活用できる内容か(余剰電力の有効活用など)	10
	③設備導入による電気料金の削減 ・各施設の料金単価についてその内訳・算出根拠が明確示されているか。また、現状の小売電気事業者から買価格と同等又はそれ以下で、電気料金が低減されているか	15
業務実施体制	①工事遂行能力 ・本事業の実施者として十分な専門的知識やノウハウ、技術力を有し力を有し、事業を安全かつ確実に行うことができる能力、経験を有しているか	5
	・各施設の太陽光発電設備等の設置工事の計画、現場管理、安全管理体制、スケジュール等について実施可能なものとなっているか	5
	②業務遂行能力 ・運転期間中の維持管理・メンテナンス、事業終了後の撤去等について、実施可能な体制、計画となっているか。	10
	③地域貢献 ・市内企業の参画方法とその確実性や企業活用に対する定量的な方策など、本事業の実施による、地元地域への定量効果が示されているか	15
	④資金計画 ・事業期間満了までを実施する資金計画となっているか	10
	⑤事業期間中のリスク等への対応 ・故障、緊急時の連絡体制が明確に示され、かつ損害賠償等の対応など安定した事業実施が見込まれるか	10
実績	①類似実績 ・過去5年間の同種または類似の業務において十分な実績があるか。	5
説明能力	企画提案に関する説明は、わかりやすく、説得力があるか。 質問に対する応答は、明快で適切か。	5
合計		100

様式 1

質問書

令和 年 月 日

(提出先)

佐久市長

(メール送信時の件名を「プロポーザル質問 (事業者名)」とすること。)

所在地

名称

代表者職名 氏名

佐久市公共施設へのオンサイト PPA 方式による第 1 期太陽光発電設備導入業務の提案募集に関し、下記のとおり質問がありますので提出します。

番号	質問の場所	内容
例	仕様書〇ページ	〇〇・・・・・・・・。
1		
2		
3		

※1 質問は、簡潔に取りまとめて記載すること。

※2 メールを送信した後に、事務局まで送信した旨の電話をすること。

事務局電話番号：0267-62-2917

【事務担当者】

担当者氏名 (ふりがな)	
連絡先	(TEL) (FAX)
電子メール	

様式 2

參加表明書兼誓約書

令和 年 月 日

(提出先)

佐久市長

所在地

名称

[illegible]

印

佐久市公共施設へのオンサイト PPA 方式による第 1 期太陽光発電設備導入業務の提案募集について、実施要領に定める事項を承諾し、参加を表明します。

なお、本業務の実施要領において、参加資格要件を全て満たしていること及び提出書類等の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

【事務担当者】

担当者氏名 (ふりがな)	
連絡先	(TEL) (FAX)
電子メール	

様式 3

辞 退 届

令和 年 月 日

(提出先)
佐久市長

所在地
名称
代表者職名 氏名

佐久市公共施設へのオンサイト PPA 方式による第 1 期太陽光発電設備導入業務の公募型
プロポーザルについて、参加を辞退します。

【事務担当者】

担当者氏名 (ふりがな)		
連絡先	(TEL)	(FAX)
電子メール		

様式 4

企画提案書等提出届

令和 年 月 日

(提出先)
佐久市長

所在地
名称
代表者職名 氏名

佐久市公共施設へのオンサイト PPA 方式による第 1 期太陽光発電設備導入業務の公募型
プロポーザルに参加しますので、企画提案書及び添付書類を提出します。

記

添付書類（各 1 部（正本 1 部、副本 1 部）・電子データは 1 枚）

- (1) 企画提案書（任意様式）
- (2) 会社概要書（様式 5）
- (3) 業務執行体制（様式 6）
- (4) 参考見積書（様式 7）
- (5) 参考見積書内訳書（任意様式）
初期費用内訳書（様式 8）
- (6) 二酸化排出量削減効果（様式 9）
- (7) 上記（1）から（5）までの電子データを収めた電子媒体（CD-R または DVD-R）
を 1 枚

※副本は、参加者名称及びそれを推測できるものの記載は行わないこととし、これを消せない場合は該当箇所に黒塗りする等して対応すること。

【事務担当者】

担当者氏名 （ふりがな）	
連絡先	(TEL) (FAX)
電子メール	

会社概要書

1 申請者等

本 社 情 報	(ふりがな)			
	名称			
	所在地	〒		
	設立年月日		資本金	
			従業員数	
	電話番号		ホームページ	
	FAX 番号		メールアドレス	
	(ふりがな)			
代表者職氏名				
担 当 者 情 報	(ふりがな)			
	支店・営業所名			
	所在地	〒		
	電話番号			
	FAX 番号		メールアドレス	
	(ふりがな)			
	担当者職氏名			

2 業務内容

次の点を含めて記載してください。

（企画提案書（任意様式）への記載でも良いです。）

- ・システム構成（施設毎）
- ・架台の仕様（施設毎）
- ・太陽光パネル、パワーコンディショナーの仕様

※カタログ等の添付可

※必要に応じてパンフレット等を添付すること

3 業務実績（類似業務の実績のみ記入）

発注者	業 務 名	業 務 概 要	履行期間
			契約金額
		発電所出力 kw	年 月 日から 年 月 日まで
			単価 円/kWh
(その他特記すべき事項)			

【記載上の注意】

(1) 公告日から遡って過去5年間に、他の地方公共団体等の公的機関が発注した業務について、同種または類似の業務を受託した実績を1件以上記載すること。実績の記載は最大5件とする。評価要素となるので、漏れがないよう記載すること。

(2) 実施要領5（6）に定める実績が確認できる書類等（契約書及び仕様書の写し等）を添付すること。

様式6

業務執行体制

① 【名称】

事業者の名称	
--------	--

② 【業務の実施体制】

役割	氏名 所属・役職	実務年数	本業務で担当 する分担業務 の内容	本業務に関す る主な実績	資格 ・専門分野

【記載上の注意】

- (1) 本事業と関わりのある複数の資格を有する者については、できる限り記入すること。
- (2) 記入欄が不足するときは、適宜追加すること。

③【実施体制】

業務への取組体制、組織・連絡体系・地域貢献等

次の点を含めて記載してください。(最大頁数：A4×2 頁)

- ・太陽光発電設備等の設置に係る実施体制・組織・連絡体系
- ・維持管理体制
- ・市内企業の参画方法とその確実性
- ・市内企業活用に対する定量的な方策
- ・本事業の実施による、地元地域への定量効果

業務上の配慮事項等

④【業務スケジュール】

業務開始から終了までのスケジュール

契約期間内に確実に業務を遂行するために工夫している点

業務開始から終了までのスケジュール
契約期間内に確実に業務を遂行するために工夫している点

⑤【その他】

企画提案の総合的なアピールポイント等

様式 7

参 考 見 積 書

電気料金		
佐久市望月支所	単価： 円/kWh	想定年間電力供給量： kWh
	【根拠】	
佐久市立望月小学校	単価： 円/kWh	想定年間電力供給量： kWh
	【根拠】	
佐久市立浅間中学校	単価： 円/kWh	想定年間電力供給量： kWh
	【根拠】	
佐久市立東中学校	単価： 円/kWh	想定年間電力供給量： kWh
	【根拠】	

様式 7

参 考 見 積 書

電気料金		
佐久市立浅科中学校	単価： 円/kWh	想定年間電力供給量： kWh
	【根拠】	
佐久市生涯学習センター	単価： 円/kWh	想定年間電力供給量： kWh
	【根拠】	
佐久平交流センター	単価： 円/kWh	想定年間電力供給量： kWh
	【根拠】	
佐久市交流文化館浅科	単価： 円/kWh	想定年間電力供給量： kWh
	【根拠】	

様式 8

初 期 費 用 内 訳 書

対象施設	設備機器費 [千円]	設置工事費 [千円]	諸経費 [千円]	小計 [千円]
佐久市望月支所				
佐久市立望月小学校				
佐久市立浅間中学校				
佐久市立東中学校				
佐久市立浅科中学校				
佐久市生涯学習センター				
佐久平交流センター				
佐久市交流文化館浅科				
全施設合計				

様式 9

二酸化炭素排出量削減効果

	A	B	C	D	E
対象施設	想定設置容量	発電量	自家消費量	自家消費率	自家発電率
	kW	kWh/年	kWh/年	%	%
佐久市望月支所					
佐久市立 望月小学校					
佐久市立 浅間中学校					
佐久市立 東中学校					
佐久市立 浅科中学校					
佐久市 生涯学習センター					
佐久平 交流センター					
佐久市 交流文化館浅科					
合 計					

項目	説明
A：想定設置容量（kW）	それぞれの施設で最適と考える設置容量を設定
B：発電量（kWh/年）	A から想定される発電量
C：自家消費電力量（kWh/年）	A およびデマンド値から算出
D：自家消費率（%）	$C/B \times 100$
E：自家発電率（%）	$C/D \times 100$

現地視察申込書

提出日 令和 年 月 日

発 注 課	環境政策課			
工事（業務）名				
工事（業務）箇所名				
申込者	所 在 地			
	商号又は名称			
	電 話			
	メールアドレス			
	担当者 所属・氏名			
希望日時	月 日（ ）		月 日（ ）	
		9:30～12:00		9:30～12:00
		希望施設を入力		希望施設を入力
		13:30～16:30		13:00～16:30
		希望施設を入力		希望施設を入力

現地視察予定者 ※最大 5 名	会社名	役職	氏名

佐久市公共施設へのオンサイト PPA 方式による第 1 期太陽光発電設備導入業務

公募型プロポーザル参加願

年 月 日

(申請先) 佐 久 市 長

(フリガナ)

申 請 者 商号又は名称

〒

(本 社) 住 所

代表者の職氏名

実印

電 話 () —

FAX () —

E-mail :

(フリガナ)

委 任 先 商号又は名称

〒

住 所

代表者の職氏名

電 話 () —

FAX () —

E-mail :

佐久市が発注する「佐久市公共施設へのオンサイト PPA 方式による第1期太陽光発電設備導入業務公募型プロポーザル」に参加したく、下記の書類を添えて申請します。なお、この参加願及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 添付書類 別添のとおり

誓 約 書

令和 年 月 日

(申請先) 佐 久 市 長

(本 社)

住 所

商号又は名称

代表者の職氏名

実印

下記の第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

なお、下記の第2項各号の一に該当した場合は、取引の停止又はその他の措置を受けても異議はありません。

記

第1項

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権の確定しない者
- (3) 佐久市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者
- (4) 第2項の各号の一に該当する行為をし、2年を経過しない者

第2項

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をしたとき。
- (2) 入札(見積)等において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結し、又は契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 契約について、地方自治法に規定する監督又は検査を実施する職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
- (7) 前各号の一に該当する行為があった者を代理人、支配人又は入札代理人として、使用するとき。

経歴及び営業概要書

(本 社)

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表の職氏名

実印

下記のとおり相違ありません。

1 創業年月日 年 月 日

2 創業経過年数 年

3 従業員数（全従業員数のうち申請する営業所等の人数）

役 員	事務職員	技術職員	営業職員	工 員	その他	パート	合 計
() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人

4 資本金（元入金） 千円

5 最近2カ年の営業実績（売上額）

① 年度 千円

② 年度 千円

6 営業上の許可・認可等

名 称	許可・認可番号	許可・認可年月日

(注) 法令等の規定により営業上の許可・認可が必要な場合に記入してください。

記入した許可・認可等の証明書の写しを添付してください。

7 取引金融機関名称及び口座番号・口座名義

	①	②
金融機関名		
口座番号		
口座名義		

佐久市各種料金の納付状況報告書

(税以外の納付すべき料金等)

(提出先) 佐 久 市 長

佐久市に納付すべき各種料金（上下水道料金、介護保険料等）について、
未納の料金はありません。

また、必要において調査されても異議はありません。

令和 年 月 日

(本 社)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

実印

注) 佐久市に納付すべき税以外の各種料金がある場合のみ提出すること。

※様式変更不可

委 任 状

令和 年 月 日

(申請先) 佐 久 市 長

委 任 者

住所(所在地) 〒

商号又は名称

代表者職氏名

実印

私は下記の者を代理人と定め、「佐久市公共施設へのオンサイトPPA方式による第1期太陽光発電設備導入業務公募型プロポーザル」に係る佐久市との間に行う下記の権限を委任します。

委 任 先 (受 任 者)

住所(所在地) 〒

商号又は名称

職 氏 名

印

電 話 (— —)

F A X (— —)

E-mail :

記

1 委 任 事 項

- (1) 入札及び見積に関すること。
- (2) 契約の締結に関すること。
- (3) 契約の履行に関すること。
- (4) 代金の請求及び受領に関すること。
- (5) 復代理人の選任に関すること。

営 業（ 業 務 ） 実 績 書

営業品目名	発注者名	営業(業務)内容	営業(業務)場所	金 額	期 間(直前2年間)	備考

営 業（ 業 務 ） 実 績 書

営業品目名	発注者名	営業(業務)内容	営業(業務)場所	金 額	期 間(直前2年間)	備考

佐久市公共施設へのオンサイト PPA 方式による 第 1 期太陽光発電設備導入業務 仕様書

1 業務名

佐久市公共施設へのオンサイト PPA 方式による第 1 期太陽光発電設備導入業務

2 業務の目的

佐久市(以下「本市」という。)は、令和 2 年 10 月に「佐久市気候非常事態宣言」を行い、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、その実現に向けた取組を推進している。国の地域脱炭素ロードマップでは、屋根に載せる自家消費型の太陽光発電設備の導入が重点対策とされており、自治体の市有施設及び土地において、2030 年までに設置可能な施設の 50%、2040 年までには 100%の施設に太陽光発電設備の導入を行う目標が掲げられている。

上述のような状況を踏まえ、本市では令和 6 年度に公共施設に対する太陽光発電設備導入の可能性調査を実施した。

佐久市公共施設へのオンサイト PPA 方式による第 1 期太陽光発電設備導入業務(以下「本業務」という。)は、可能性調査の結果から現時点で実施が可能であると判断した公共施設に対して、オンサイト PPA 方式で太陽光発電設備等を導入し、佐久市地球温暖化対策実行計画(区域施策編及び事務事業編)の目標達成に寄与することを目的に実施する。

3 事業期間

(1)業務履行期限

協定を締結した日から令和 9 年 2 月 19 日(金)までに設置工事を完了し、電力を供給できる状態にするものとする。

(2)運用期間

電力供給開始から 20 年間。ただし、事業期間中に本市の都合により施設が一定期間休館等する場合は、必要に応じて、期間の延長について協議を行うものとする。また、運転期間終了後に同一設備を使用しての運転、維持管理及び電力供給を継続する場合には別途協議、手続きを行うものとする。

電力供給開始は令和 9 年 3 月を予定するが、具体的な時期については、本市および各対象施設の管理者(指定管理者を含む)との協議により決定する。

4 対象施設

	施 設 名	所 在 地
1	佐久市望月支所	佐久市望月 263
2	佐久市立望月小学校	佐久市協和 5229
3	佐久市立浅間中学校	佐久市岩村田 1361
4	佐久市立東中学校	佐久市野沢 335-1
5	佐久市立浅科中学校	佐久市八幡 150
6	佐久市生涯学習センター	佐久市取出町 183
7	佐久平交流センター	佐久市佐久平駅南 4-1
8	交流文化館浅科	佐久市八幡 229

※8施設を提案することを前提とするが、PPA方式による事業が難しい場合は上記施設を絞って提案することも可能とする。ただし、6施設以上は提案するものとする。

5 業務内容

(1)基本事項

- ア 事業者は、対象施設の屋上等に、提案を基に設計・施工した太陽光発電設備（以下、発電設備という）を導入し、運用期間において運転・維持管理を行う。
- イ 事業者は、発電設備の設計・工事監理業務、工事に関連する手続き及びその他設備の設置・運用に必要な関連業務を行う。
- ウ 事業者は、発電設備に異常があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、速やかに機能の回復を行う。
- エ 事業者は、運用期間終了後や発電設備が使用できなくなった場合等は、速やかに撤去するとともに、適正に処分又は再利用等を行い、その結果を本市に報告する。
- オ 事業者は、対象となる施設管理者（指定管理者を含む）に対し、都度必要な説明を行うものとする。
- カ 対象施設に供給された電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、本市に帰属するものとする。
- キ 事業者は、電気事業法に基づき電気主任技術者の選任が必要な場合は、保安規程を作成し、本市に確認の上、国に届出を行うこと。
- ク 本事業は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」（以下、「国交付金」という。）を活用し、事業者に対して、本市から補助金（以下、「市補助金」という。）を交付する。

対象施設への発電設備等の設置に対して、本市から補助金が交付されることを前提とし、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エ

ネ推進交付金)交付要綱(令和4年3月30日環政計発第2203301号)、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日環政計発第2203303号)の交付要件・規定に基づいた事業提案を行うこと。

なお、太陽光発電設備で発電した電力量の50%以上自家消費することを要件とする。

その他詳細は、国交付要綱及び実施要領を確認すること。

(2)設備詳細設計

受託業者選定での提案内容を基に、下記事項の範囲において本業務の実施に必要な詳細設計(付随工事等含む)を行うものとする。

ア 設計については当該施設の構造、設備及び現地状況を十分把握し、疑義があった場合には関係者との協議及び確認をした上で実施すること。

イ 当該施設運用への支障発生の可能性がある手法は禁止する。

ウ 本市の示す資料及び独自調査資料を基に、当該施設運用への支障の無い内容で実施する。なお、資料のみでの判断をせず現地の状況を把握しての実施を前提とする。

エ 太陽光発電設備の容量については、可能な限りの最大容量導入及び本市の財政負担軽減の両立を図ること。なお、容量については市資料を基に検討及び提案すること。

また、発電設備の容量は、調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、対象施設に適切な容量とする。

発電した電力については、対象施設において最大限自家消費できるように提案するものとする。

さらには、余剰電力等の活用方法などの工夫が可能な場合、提案するものとする。

オ 耐荷重や耐久性においては、各施設の状況を踏まえ法令等に基づき長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重や台風等の気象条件についても建物の構造上、問題がないことを建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士が確認し、確認結果を書面(任意様式)により報告する。

カ 対象施設への発電設備の設置及び設置場所にかかる留意事項等を、施設管理者(指定管理者を含む)と協議すること。

キ 日陰、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響については十分に配慮した設計とすること。

ク 太陽光発電設備の選定については、JET認定を取得したもの又はそれに相当する品質及び安全基準に準拠した製品とする。なお、太陽光発電設備のメーカーが国外企業の場合、当該メーカーの日本法人を有すること。

ケ 運転状況について、施設関係者が目視で確認、認識できる発電状況表示モニターを設置すること。また、表示内容についても理解しやすい表示とする。特に学校施設については、環境教育に活用することも想定すること。

コ 詳細設計における資料等を市に提出し協議、承諾を受けること。なお、以下書類を電子データ及び紙資料で提出すること。

(ア)設計関係書類

平面図、立面図、単線結線図、設備図、機器仕様資料、その他工事に関連する図面

(イ)工事関連書類

工程表、業務体制図

(ウ)維持管理計画書

運用期間における維持管理体制及び実施計画

(エ)手続き等確認書類

工程表(※工事工程表とは別に、本市及び関連期間に対する各種申請等必要な手続きを網羅したもの。)

(オ)その他本市が必要とする書類

(3)工事の実施

工事に当たっては、原則として国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」に準拠して施工する。

ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

〔仕様書〕

公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)

公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)

また、発電設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するものとする。

発電設備の設置の条件は以下のとおりとする。

ア 設置時には、施設の防水機能に影響が無いよう施工する。また、発電設備に起因する雨漏り等が生じた場合は、事業者の責任及び負担で必要な措置を取る。

イ 施工にあたり、本市が施工に係る書類を求めるときは、別途提出する。

ウ 施工にあたり、施設の利用や安全に支障が起きないように、施設管理者(指定管理者を含む)と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施する。

エ 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じさせない計画とする。
オ 事業期間中、本市の職員等が行う施設の管理及び点検等のための屋上等の立入りに支障が生じないようにする。

カ 発電設備に係る配線ルートについては、施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、市および施設管理者(指定管理者を含む)との協議により決定する。発電設備には、施設の電気工作物と識別ができるようにラベル等を用いて当該事業に関連する設備であることを把握できる状況にすること。

キ 対象施設の特性を踏まえ、できる限り施設の利用者等に影響が小さくなるよう工法及び工程を検討すること。工程の検討にあたっては、利用者の予約状況等を踏まえ、イベントなどが行われる日・時間帯を避けるなど十分な配慮を行うこと。具体の工事日程等については、本市及び施設管理者(指定管理者を含む)と協議のうえ決定すること。

また、発電設備の設置に際しては、施設に停電が発生しない方法を優先する。停電を伴う場合は、休校日や施設休館日等、施設利用者に影響が少ない日・時間帯(夜間を含む)とするとともに、できる限り短時間とするよう配慮すること。また計画書(作業内容や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等)を作成し、本市及び施設管者(指定管理者を含む)と事前協議のうえ施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うものとする。

ク 工事中の安全対策や騒音防止の実施、施設管理者(指定管理者を含む)及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行い、苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行う。

ケ 竣工時には、現場で本市の確認を受けるとともに、完成図面、機器仕様書、機器取扱説明書、機器保証書及び保証書に相当する資料の写し、各種許認可に係る書類の写し、その他必要な書類を電子データ及び紙資料で提出すること。

コ 発電設備設置後、設置箇所以外の原状復帰を行うこと。

(4)設備運転、管理及び電力供給

事業者は、以下により設置した設備の運転、管理を行い、当該施設へ電力供給し、非常時においては適切な対応を行うものとする。

ア 事業者は、本市及び当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等の協議を行ったうえ、発電設備の維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出すること。発電設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行うこと。

なお、毎年 2 回以上点検を行い、風雨等による故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとし、その結果

を本市に報告すること。

イ 事業者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、事業者の負担とする。

ウ 事業実施中に施設に雨漏り等が生じた場合には、事業者は原因究明に協力する。原因が事業者による発電設備設置に起因する場合には、事業者負担により速やかに修復する。

エ 当該施設について、本市が別途改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び移設に応じること。なお、移設や移設期間中の発電設備の保管場所等に係る費用及び契約期間延長によって生じる設備の更新については市の負担とする。改修工事期間中に発生することが想定される売電収入の補償は行わないが、必要に応じて停止期間分の契約期間延長について協議できるものとする。

オ 事業者は、運転期間中において、本市が各施設の発電電力量等を適宜、確認できるサービスを提供すること。また、発電設備導入による温室効果ガス排出量削減効果を試算し、本市の求めに応じ、その結果を本市に報告すること（基本的には年1回程度を想定）。

カ 大規模地震や台風等の発生後は、速やかに発電設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。

キ 本市が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、本市に帰属する。

(5)その他の事項

ア 事業者は、発電設備を他の施設等への電力供給など、本事業以外の用途に使用してはならない。

イ 業務実施にあたり、各種法令及び条例等の規定に基づき届出手続きを要する場合において、事業者が必要な手続きを調査し、所管官庁等にて必要な手続きを行うこと。

ウ 本市は、事業者が本仕様書及び別途締結する協定書等に定める事項を履行しないときは、発電設備の撤去を求めることができる。この場合、事業者の責任と負担において施設から発電設備を速やかに撤去し、原状回復すること。

エ 発電設備の設置、運用、撤去時において、対象施設の防水層や設備等を破損・汚損等した場合は事業者負担で修復を行うこと。

オ 運転期間終了後や発電設備が使用できなくなった場合等は、事業者は発電設備を撤去する。撤去の際は施設の防水機能への影響の有無を確認し、必要な修繕を行うこと。

カ 運転終了前に本市から希望があった場合は、事業者は本市と協議の上、導

入設備を本市に譲渡できるものとする。

6 契約単価等

- (1) 各施設管理者(指定管理者を含む)は、運用期間中、施設に供給された電力使用量に、契約単価を乗じた代金を事業者を支払う。
- (2) 電力使用量は、計量法に基づき検定を受けた電力量計で計測し、事業者から施設管理者(指定管理者を含む)に毎月、請求する。
- (3) 契約単価構成は、電力使用量に対する電力料金単価のみとし、月別又は時間帯別に異なる単価を設定できないものとする。
- (4) 基本料金単価の設定および最低使用料金の設定は、行わないものとする。
- (5) 契約単価には、発電設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。なお、施設の使用料は発生しない。
- (6) 契約単価は、原則、契約期間中において一定額とする。
- (7) 契約は整備完了後に行うこととなるが、契約単価は提案時の金額以下となることを必須とする。
- (8) 本事業は国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)を活用して行うものであることから、契約単価の算出にあたっては、補助金交付見込額を考慮した設定とすること。

7 市有施設の利用について

- (1) 市有施設を本事業用途に限り使用する。なお、その他目的のために使用してはならない。
- (2) 本事業実施のため施設を使用するに当り、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産の目的外使用許可の申請手続きをすること。
なお、佐久市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例(平成17年 4月1日条例第55号)第4条に基づき、当該施設の電力供給に必要な電気設備設置に係る整備期間及び運転期間中の施設使用料金等は全額減免とする。
- (3) 行政財産の目的外使用許可の期間は 1 年以内とし、年度ごとに更新手続きを行うものとする。
- (4) 事業者は、施設管理者等からの苦情(騒音、振動、熱、反射等)に対して、事業者の負担により対応すること。

8 その他

- (1)事業実施にあたり「予測されるリスクと責任分担」については「別紙2」のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。
- (2)事業者は本事業により、本市及び第三者に損害を与えないようにすること。
なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として火災保険、地震保険及び賠償責任保険(もしくはこれらと同等の補償内容の他の保険)に加入し、本市へ写しを提出すること。また、本市及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が責任を負い、佐久市が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。
- (3)業務実施候補者は、協定及び契約締結前に本業務についての業務内容、スケジュール、遵守事項等について、本市と十分に協議し契約等すること。
- (4)事業者は、業務着手前に本業務に係る作業方針を提示し本市の承諾を得ること。
- (5)事業者は、業務の実施状況について、本市に定期的に報告し、本市から報告依頼があった場合、随時対応すること。
- (6)事業者は、本業務に関する文献等資料を収集し、十分な調査をすること。
- (7)事業者は、本業務の実施により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (8)事業者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び関係通知等で示された本業務に関する事項を十分検討し、遵守しなければならない。
- (9)本業務の遂行に必要な関係資料を事業者に貸与するが、この場合、事業者は借用書を作成のうえ監督員に提出し、終了後速やかに返却するものとする。
- (10)本業務の執行等に伴う費用は、本仕様書等に明記がないものであっても、原則として事業者の負担とする。
- (11)本業務で得られた成果物の著作権及び利用権は、ホームページ等媒体への掲載を含め本市に帰属する。
- (12)事業者は、関係機関との協議が必要なとき又は協議を求められたときは、誠意をもってあたり、協議内容を記録した打合せ記録簿に關係資料を添えて本市に報告しなければならない。
- (13)本事業は、国の域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)を活用することから、その他の補助金との併用はできない。
- (14)業務遂行に際し、業務内容の変更もしくは当該業務以外の業務の必要が生じた場合は、その段階で監督員とその対応について協議するものとする。その際に必要な資料は事業者が作成する。
- (15)業務に関連する瑕疵(設備設置を起因とする雨漏り等)が発見された場合は、監督員の指示に従い、必要な処置を事業者の負担において行うものとする。

- (16)事業者は、本業務において生じた事業者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、事業者が一切を処理するものとする。
- (17)本仕様書は、当該業務に関し、本市と業務実施候補者が遵守すべき基本事項を示すものである。本仕様書に明記されていない事項、または業務遂行に関して疑義が生じた場合は、本市と協議の上、その指示に従うこと。
- (18)業務実施にあたり、国補助金不採択等の理由により実施が不可能となった場合においても、それまでに発生した費用については全額事業者の負担とする。また、国補助金の交付内示額によって、実施予定の施設数が増減する可能性がある。
- (19)PPA電力単価は施設毎に算出し一括で契約を行うものとする。また、一部施設において国補助金等が採択されない等の事由が発生した場合においても、その他施設について実施を辞退することは認められない。

別紙2 仕様書8(1) 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	募集要項の誤り	実施要領や仕様書の記載事項に重大な誤りがある場合	○	
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○
	第三者賠償	設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更	○	○
	保険	設計・建設・維持管理・撤去の履行及び維持管理期間におけるリスクを保証する保険		○
	事業の中止・延期	本市の指示によるもの(事業者に起因するものを除く)	○	
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	契約不適合責任	設備に係る契約不適合責任		○
設計 階 画 ・ 設 計	瑕疵担保	設備に係る隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	○	○
	物価	物価変動		○
建設 階 段	応募にかかる費用	応募に係る旅費・印刷代等の負担		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○
	物価	物価変動		○
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整	○	○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給(運転)開始の遅延		○
関 支 連 払	性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)		○
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○
維持 管 理 関 連	支払遅延・不能	電気使用料の支払いの遅延・不能によるもの	○	
	金利	市中金利の変動		○
	計画変更	計画変更 用途の変更等、本市の責による事業内容の変更	○	
	物価	物価変動		○
	維持管理費の上昇	事業者の責による維持管理費用の増大		○
	設備損傷	本市の故意・過失又は施設に起因する設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失又は設備に起因する設備の損傷		○
	施設損傷	本市の故意・過失又は施設に起因する施設の損傷	○	
		事業者の故意・過失又は設備に起因する施設の損傷		○
		設備に起因する施設への障害		○
関 保 連 証	天候不良	天候不良による発電量の減少		○
	性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、施設の運営・業務への障害		○

佐久市公共施設へのオンサイトPPA方式による第1期太陽光発電設備
導入業務(審査)スケジュール

内 容	期 間 等
契約課事前協議起案	令和7年 8月27日(水)
業者選定委員会(部選)	令和7年 9月 5日(金)
第1回 審査委員会	令和7年 9月12日(金)
公告	令和7年 9月24日(水)
質疑受付期限(電子メール)	令和7年 9月29日(月)
質疑回答(ホームページ)	令和7年10月10日(金)
現地確認	令和7年10月17日(金)から 令和7年11月14日(金)まで
参加表明受付期間	令和7年11月17日(月)から 令和7年11月26日(水)まで
参加資格適合・不適合通知書発送	令和7年12月 8日(月)
企画提案書等提出期限	令和8年 1月30日(金)
第2回 審査委員会 (プレゼンテーション審査)	令和8年 2月 6日(金)
審査結果通知	令和8年 2月13日(金)

佐久市公共施設へのオンサイトPPA方式による第1期太陽光発電設備導入業務スケジュール

○第Ⅰ期：8施設（R8～R9）：望月支所、浅間中学校、望月小学校、東中学校、佐久平交流センター、交流文化館浅科、浅科中学校、生涯学習センター

[illegible][illegible]

現地確認予定表

以下の予定(案)で実施しますので、以下の予定希望日を選択し現地視察申込書(様式10)を提出してください。

○第1回目10/9(木)～10/10(金)

○第2回目10/16(木)～10/17(金)

○第3回目10/23(木)～10/24(金)

○第4回目10/30(木)～10/31(金)

《1日目:10/9・10/16・10/23・10/30》…希望日を申込

No.	施設名称	確認時間
1	望月支所	9:30～
2	望月小学校	11:00～
3	浅科中学校	13:30～
4	交流文化館浅科	15:00～

※確認時間は1施設1時間以内

《2日目:10/10・10/17・10/24・10/31》…希望日を申込

No.	施設名称	確認時間
1	佐久平交流センター	9:30～
2	浅間中学校	11:00～
3	東中学校	13:30～
4	生涯学習センター	15:00～

※確認時間は1施設1時間以内

本現地確認予定表は、誤って掲載したものです。
現地確認は、実施要領8「現地確認の方法」により
行ってください。

佐久市公共施設へのオンサイト PPA 方式による 第 1 期太陽光発電設備導入業務 企画提案者審査委員会設置要領

（設置）

第1条 佐久市公共施設へのオンサイト PPA 方式による 第 1 期太陽光発電設備導入業務について、事業の円滑な推進を図り公正かつ適正な審査及び評価を行うため、佐久市公共施設へのオンサイト PPA 方式による 第 1 期太陽光発電設備導入業務企画提案者審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

（審査事項）

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) プロポーザル実施要領の承認に関すること
- (2) 企画提案等の審査及び候補者の決定に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

（組織）

第3条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、佐久市_____をもって充て、副委員長は、佐久市_____をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職員で組織する。

- (1) 佐久市_____（委員長）
- (2) 佐久市_____（副委員長）
- (3) 佐久市_____
- (4) 佐久市_____
- (5) 佐久市_____

（任期）

第4条 委員の任期は、受託者決定日までとする。

（委員長等）

第5条 委員長は会務を総理し、審査委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第6条 審査委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

（秘密の保持）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（庶務）

第8条 審査委員会の庶務は、環境部 環境政策課 が行う。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年9月12日から施行する。